

一社千L協発第21号
2020年5月27日

会員 各位

一般社団法人千葉県LPガス協会
会 長 小 倉 晴 夫
＜ 印 略 ＞

新型インフルエンザ等災害対策本部の解散について（お知らせ）

当協会では、去る4月8日に新型インフルエンザ等災害対策本部を立ち上げ、会員の皆様に対策基本方針へのご理解とご協力をお願いしてきたところです。

5月25日に緊急事態宣言が解除されたことを受け、当協会の災害対策本部を本日付で解散することといたしましたのでお知らせいたします。

会員の皆様におかれましては、今後も適切な感染症拡大防止対策を講じながら、LPガスの安定供給にご協力のほどよろしくお願いいたします。

なお、千葉県から別添のとおり「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく協力要請」がありましたので、ご協力をお願いいたします。

また、近々、千葉県東方沖を震源とする地震の発生が危惧されておりますので、その対策も怠らないようお願いいたします。

万一、被災された場合には、協会ホームページ「報告・申請書類」の中の「LPガス被災状況報告書」のご提出をお願いいたします。

以上



産保第355号
令和2年5月26日

一般社団法人千葉県LPガス協会会長 様

千葉県防災危機管理部産業保安課長



新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく協力要請について（通知）

日頃から本県の高圧ガス保安行政の推進及び新型コロナウイルス感染拡大防止対策に御理解・御協力を賜りお礼申し上げます。

県では、これまで国の新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、県民の皆さんや事業者の皆さんに対して外出の自粛要請や施設の使用停止要請等の措置を行ってきたところです。

本県は、国の緊急事態宣言が解除され、また県内の感染者数が3週間以上一桁で推移している状況にあります。

そこで、昨日、千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、別添記者発表資料のとおり本日午前0時から施設の使用停止要請を一部解除するとともに、外出自粛等の協力要請を緩和することを決定しましたのでお知らせいたします。

つきましては、貴協会会員の皆様への速やかな周知に御協力いただきますようお願いいたします。

県としては、感染症拡大を防止し、一日も早く終息できるよう引き続き取り組んでまいりますので、御理解・御協力いただきますよう重ねてお願いいたします。

産業保安課保安対策室

TEL 043-223-2736

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく協力要請について

千葉県では、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、外出の自粛要請等の措置を行ってきたところです。

令和2年5月25日に緊急事態宣言が解除されたことや県内の感染状況等を踏まえ、5月26日午前0時から、外出自粛等の協力要請等を緩和するとともに、施設の使用停止要請を一部解除することとしました。

また、今後も、県内の感染状況や近隣都県の状況等を踏まえた上で、段階的な解除・緩和を進めます。

県民、事業者の皆さまには、引き続き、感染拡大防止対策に御理解・御協力をお願いします。

1 基本的な考え方

- ① 国の基本的対処方針に沿って、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく協力要請を行う。
- ② 徹底して「3つの密」の発生を避ける行動を取っていただくよう、県民・事業者の意識に訴えかけることを重視し、県一丸となって感染拡大防止対策に取り組む。
- ③ 外出の自粛や施設の使用制限要請等を緩和しつつ、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げていく。
- ④ 「新しい生活様式」の定着による感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立を目指す。
- ⑤ 再度、感染の拡大が認められた場合には、速やかに感染拡大防止対策等を講じる。
- ⑥ 地域は千葉県全域とし、期間は令和2年5月26日からとする。

2 具体的な協力要請内容

(1) 県民の皆さまへ

- 感染拡大を予防する「新しい生活様式の実践例」を参考に、「3つの密」の回避や、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策を継続してください。
- 不要不急の帰省や旅行など、都道府県をまたぐ移動は、5月末までは、

感染拡大防止の観点から避けてください。

その後にあっては、当面、都道府県をまたぐ移動、特に5月25日の緊急事態宣言解除の際に特定警戒都道府県であった地域（東京都、神奈川県、埼玉県、北海道）との間の移動は、慎重に対応してください。

- これまでクラスターが発生しているような施設への外出は、使用停止要請が解除されるまで※、避けてください。

※ 【施設の使用停止要請の解除について】記載のとおり。

（2）事業者の皆さまへ

- 在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組を推進するとともに、職場や店舗等に関して、業種別の感染拡大予防ガイドライン等を踏まえ、感染拡大防止のための取組を適切に行ってください。

※業種別のガイドラインは内閣官房のホームページに掲載されています。

- 食堂、レストラン、喫茶店、居酒屋等を管理する事業者の皆さまに対し、22時以降の夜間は酒類の提供を控えていただくようお願いします。（時間制限の全面解除の時期については、近隣都県の状況等を踏まえ、今後検討します。）

【施設の使用停止要請の解除について】

- 施設の使用停止要請の解除の基本的な考え方は、以下のとおりとします。
 - ① 再開にあたっては、別紙「再開にあたり取り組むべき感染拡大防止対策」を行うとともに、業種別の感染拡大予防ガイドラインが策定されている場合には、その実践など、感染防止対策を徹底してください。
 - ② 令和2年5月22日から、以下の表の区分Aの施設の使用停止要請を解除します。
 - ③ 令和2年5月26日から、区分Bの施設の使用停止要請を解除します。
 - ④ 令和2年6月1日から、区分Cの施設の使用停止要請を解除します。
なお、解除時点において、後述する再度の協力要請等の判断基準の「警報」に該当した場合は、解除を延期します。
 - ⑤ 区分Dのうち、スポーツクラブ及びカラオケボックスについては、感染拡大予防ガイドラインの実践による対策の徹底を条件として、区分Cと同時に解除します。

- ⑥ 区分Dのうち、スポーツクラブ及びカラオケボックス以外の施設については、県内の感染状況や近隣都県の状況、国の動向等を踏まえた上で、施設の使用停止要請の解除を検討します。

A	県民の文化的・健康的な生活を維持するために必要であり、「3つの密」の発生抑制が比較的容易な施設
B	クラスター発生歴がなく、「3つの密」の発生抑制が比較的容易な施設
C	A、B以外でクラスター発生歴のない施設（発生歴のある施設に類する施設を除く）
D	クラスター発生歴がある又は発生歴のある施設に類する高リスクな施設

< 施設の種類の区分 >

区分	施設の種類	例示
A	図書館 等	図書館、博物館、美術館、科学館、記念館 (Cに掲げる水族館等を除く)
B	大学 等	大学、専修学校、各種学校 等
	自動車教習所 等	自動車教習所、学習塾その他これらに類する学習支援業を営む施設 等
	劇場 等	劇場、観覧場、映画館、演芸場 等
	集会場 等	集会場、公会堂、展示場、ホテル・旅館（集会の用に供する部分に限る。）
C	水族館 等	水族館、動物園、植物園
	運動施設の一部	体育館、水泳場、ボウリング場 等
	遊技場	マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンター 等
	遊興施設等の一部	個室ビデオ店、ネットカフェ、漫画喫茶、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場 等
D	運動施設・遊興施設の一部	スポーツクラブ、カラオケボックス
	遊興施設等の一部	ライブハウス、キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、バー、性風俗店 等

＊ 波線は延べ床面積の合計が1000平方メートルを超えるものに限る。

(3) 催物（イベント等）の開催について

- 5月25日から概ね3週間程度は、全国的大規模な催物等の開催については、リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期するなど、慎重な対応をお願いします。開催の規模については、屋内100人かつ定員の半分以下、屋外200人以下を目安としてください。
- その後の催物等の開催に対する中止又は延期要請等については、国の方針に沿って、段階的に規模要件（人数上限）の緩和についてお示しします。
- 開催にあたっては、その規模に関わらず、①「3つの密」が発生しない席配置や「人と人との距離の確保」、②「マスクの着用」、③ 参加者名簿を作成して連絡先等を把握しておくことなど催物の開催中や前後における選手・出演者や参加者等に係る行動管理など、基本的な感染防止策を講じてください。

3 再度の協力要請等の判断基準

施設の使用停止要請を解除した後でも、下表の指標についてモニタリングを行い、複数の指標が目安に該当した場合は、クラスターの発生や感染経路不明者の割合、入院患者数の状況等を勘案して、施設の使用停止の再要請等について総合的に判断します。

指標	目安	
	警報	再要請
新規感染者数（直近7日間平均）	5人以上／日	10人以上／日
新規感染者数の1週間単位の増加比 （直近1週間とその前週との比較）	1を上回る	1.5を上回る
PCR検査の陽性割合 （直近1週間平均・陰性化確認検査を除く）	3.5%以上	7%以上

○ 警報

感染拡大を警戒すべき状況であることを広く周知します。

県民や事業者の皆様へ、

- ・外出自粛等、感染拡大防止についての協力要請
- ・業種別の感染拡大予防ガイドライン等を踏まえた対策の徹底

などを働きかけます。

○ 再要請

段階的に施設の使用停止要請や、外出自粛、イベントの開催自粛等を行うことについて、近隣都県の状況を勘案したうえで、総合的に判断します。

○ 緩和

再要請の後、「警報」の目安を下回った場合に、近隣都県の状況を勘案したうえで、総合的に判断します。

別紙

再開にあたり取り組むべき感染拡大防止対策

[共通事項]

- ① 必要に応じて、入場者の制限や誘導、手指の消毒設備の設置、マスクの着用（入場者及び従業員）を行う。
- ② 「3つの密」を徹底的に避ける。
- ③ 室内の換気や人と人との距離（できるだけ2mを目安に）を適切にとる。
- ④ 利用者に対して、発熱等症状のある者の入場禁止、手指消毒やマスク着用などの周知を行う。
- ⑤ 施設におけるイベントの開催については、「3つの密」を避けられない場合など、感染拡大につながるおそれがある催物（イベント）は、中止又は延期するよう、主催者に慎重な対応を求める。

(1) 図書館又は博物館、美術館

- ① マスク着用の上、十分な座席の間隔（四方を開けた席配置等）が確保されること。
- ② 入退出時（入退出時の行列含む）や集合・待機場所等において、人と人との十分な間隔（できるだけ2mを目安に）が確保されること。
- ③ 適切な消毒や換気等が行われること。
- ④ 必要に応じて、区画ごとの人数抑制対策等を講ずることにより、施設内においても人と人との接触を避けるための十分な距離（できるだけ2mを目安に）を確保すること。

(2) 劇場、観覧場、映画館又は演芸場、集会場又は公会堂、展示場

- ① マスク着用の上、十分な座席の間隔（四方を開けた席配置等）が確保されること。
- ② 入退出時（入退出時の行列含む）や集合・待機場所等において、人と人との十分な間隔（できるだけ2mを目安に）が確保されること。
- ③ 適切な消毒や換気等が行われること。
- ④ 施設においてイベントを開催するにあたっては、「3つの密」を避けられない場合など、感染拡大につながるおそれがある催物（イベント）は、中止又は延期するよう、主催者に慎重な対応を求めること。

(3) 自動車教習所又は学習塾その他これらに類する学習支援業を営む施設

- ① マスク着用の上、十分な座席の間隔（四方を開けた席配置等）が確保されること。
- ② 入退出時（入退出時の行列含む）や集合・待機場所等において、人と人との十分な間隔（できるだけ2mを目安に）が確保されること。
- ③ 適切な消毒や換気等が行われること。
- ④ 従業員と客との間や、客と客との間にパーテーションを設けるなどの対策をとること。

(4) 遊技場

- ① マスク着用の上、十分な座席の間隔（できるだけ2mを目安に）が確保されること。
- ② 入退出時（入退出時の行列含む）や集合・待機場所等において、人と人との十分な間隔（できるだけ2mを目安に）が確保されること。
- ③ 適切な換気対策と併せて、客の入れ替えのタイミングで消毒を行うこと。
- ④ 客同士が大声で会話を行わないよう呼びかけ、かつ、BGMや機械の効果音等を最小限に抑え、従業員が場内の客同士の状況を確認できる状態にすること。

「新しい生活様式」の実践例

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- ☐ 人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。
- ☐ 遊びにいくなら屋内より屋外を選ぶ。
- ☐ 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
- ☐ 外出時、屋内にいるときや会話をするときは、症状がなくてもマスクを着用
- ☐ 家に帰ったらまず手や顔を洗う。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- ☐ 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）

※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- ☐ 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- ☐ 帰省や旅行はひかえめに。出張はやむを得ない場合に。
- ☐ 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。
- ☐ 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- ☐ まめに手洗い・手指消毒 ☐ 咳エチケットの徹底 ☐ こまめに換気
- ☐ 身体的距離の確保 ☐ 「3密」の回避（密集、密接、密閉）
- ☐ 毎朝で体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- ☐ 通販も利用
- ☐ 1人または少人数ですいた時間に
- ☐ 電子決済の利用
- ☐ 計画をたてて素早く済ます
- ☐ サンプルなど展示品への接触は控えめに
- ☐ レジに並ぶときは、前後にスペース

娯楽、スポーツ等

- ☐ 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- ☐ 筋トレやヨガは自宅で動画を活用
- ☐ ジョギングは少人数で
- ☐ すれ違うときは距離をとるマナー
- ☐ 予約制を利用してゆったりと
- ☐ 狭い部屋での長居は無用
- ☐ 歌や応援は、十分な距離かオンライン

公共交通機関の利用

- ☐ 会話は控えめに
- ☐ 混んでいる時間帯は避けて
- ☐ 徒歩や自転車利用も併用する

食事

- ☐ 持ち帰りや出前、デリバリーも
- ☐ 屋外空間で気持ちよく
- ☐ 大皿は避けて、料理は個々に
- ☐ 対面ではなく横並びで座ろう
- ☐ 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- ☐ お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

冠婚葬祭などの親族行事

- ☐ 多人数での会食は避けて
- ☐ 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- ☐ テレワークやローテーション勤務 ☐ 時差通勤でゆったりと ☐ オフィスはひろびろと
- ☐ 会議はオンライン ☐ 名刺交換はオンライン ☐ 対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成予定

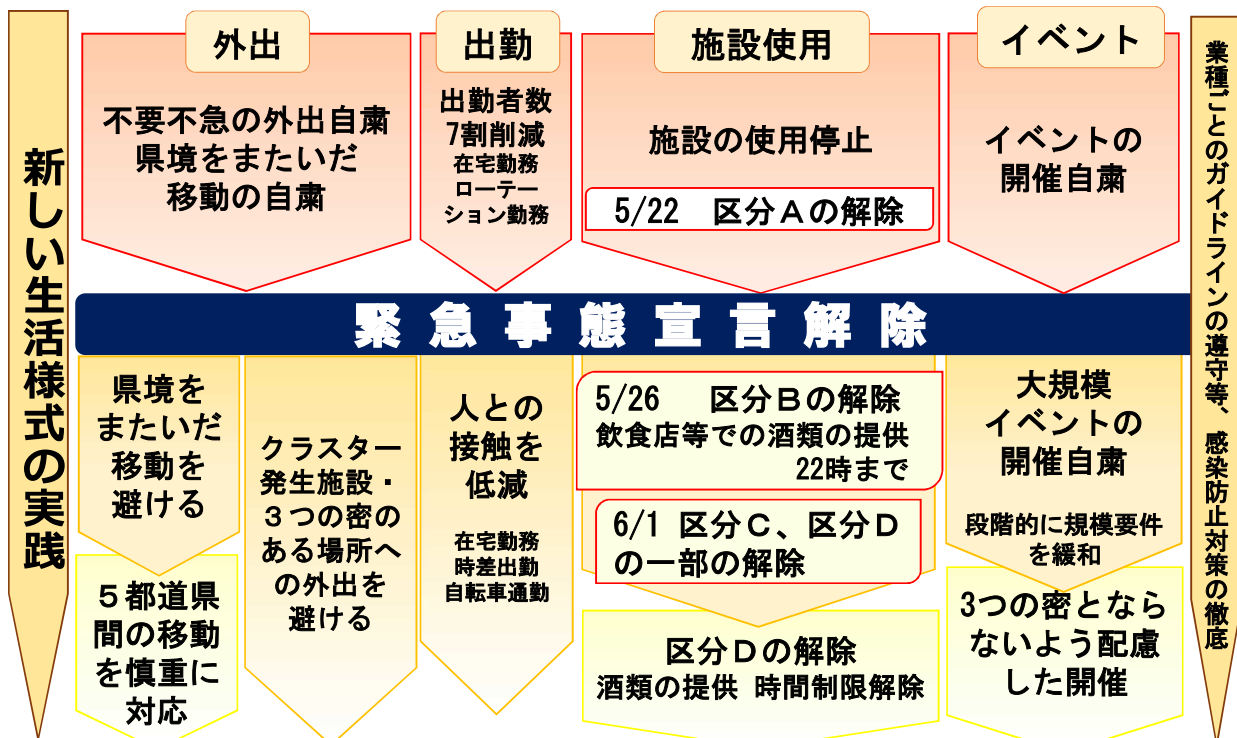
施設の使用停止要請の段階的な解除

区分	施設の例示	解除時期
A 文化・健康	図書館、博物館、美術館、科学館、記念館	5月22日 解除
B 3密抑制容易	大学、専門学校、自動車教習所、学習塾、集会場、展示場、貸会議室、文化会館、劇場、映画館、プラネタリウム 等	5月26日 解除
C A、B以外で クラスター 発生歴なし	水族館、動物園、体育館、水泳場、ボウリング場、マージャン店、パチンコ店、ゲームセンター、テーマパーク、遊園地、個別ビデオ店、ネットカフェ、漫画喫茶、場外馬券場 等	6月1日 解除 ※
D クラスター 発生歴あり	カラオケボックス、スポーツクラブ (ガイドラインの実践による対策の徹底を条件とする) ライブハウス、キャバレー・ナイトクラブ等の接待を伴う飲食店、性風俗店	

※ 再度の協力要請等の判断基準の「警報」に該当した場合は、解除を延期

◎ 飲食店等での酒類の提供の時間制限は、5月26日から「22時まで」とします。

緊急事態宣言解除に伴う要請内容の変更



「新しい生活様式」による感染拡大の防止と
社会経済活動の維持を両立した社会へ

主な変更点

変更案	現行
新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく協力要請について	新型インフルエンザ等緊急事態宣言に伴う措置について
1 基本的な考え方 ① 国の基本的対処方針に沿って、<u>新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく協力要請</u>を行う。 ③ <u>外出の自粛や施設の使用制限要請等を緩和しつつ、段階的に社会経済の活動レベルを引き上げていく。</u> ④ <u>新しい生活様式の定着による感染拡大の防止と社会経済活動の維持の両立を目指す。</u> ⑤ <u>再度、感染の拡大が認められた場合には、速やかに感染拡大防止対策等を講じる。</u> ⑥ 地域は千葉県全域とし、期間は<u>令和2年5月26日から</u>とする。 2 具体的な<u>協力要請</u>内容 (1) 県民の皆さまへ ○ <u>感染拡大を予防する「新しい生活様式の実践例」を参考に、</u>	1 基本的な考え方 ① <u>外出自粛要請など、国の基本的対処方針に沿った措置</u>を行う。 ③ <u>的確なまん延防止策及び経済・雇用対策により、社会・経済機能への影響を最小限にとどめ、社会機能を停止させるような施策は実施しないことを県民に周知するとともに、落ち着いた対応を呼びかける。</u> ④ 地域は千葉県全域とし、期間は<u>国の方針を踏まえ、5月31日まで</u>とする。 2 具体的な要請内容 (1) 県民の皆さまへ ○ <u>生活の維持に必要な場合を除き、昼夜を問わず、みだりに</u>

「3つの密」の回避や、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策を継続してください。

(削除)

(削除)

(削除)

- 不要不急の帰省や旅行など、都道府県をまたぐ移動は、5月末までは、感染拡大防止の観点から避けてください。

その後にあっては、当面、都道府県をまたぐ移動、特に5月25日の緊急事態宣言解除の際に特定警戒都道府県であった地域（東京都、神奈川県、埼玉県、北海道）との間の移動は、慎重に対応してください。

- これまでクラスターが発生しているような施設への外出

外出しないでください。

- 繁華街の接待を伴う飲食店等への外出を自粛してください。

- 「人との接触を8割減らす、10のポイント」「新しい生活様式の実践例」を参考に、日常生活を見直してください。

- 商店街やスーパーマーケット等買い物に出かけるときは、人数を必要最小限に絞るとともに、混雑時を避けてください。

- 公園等を利用する際は、少人数で、混雑時を避け、人との距離を適切にとってください。

は、使用停止要請が解除されるまで、避けてください。

(2) 事業者の皆さまへ

- 食堂、レストラン、喫茶店、居酒屋等を管理する事業者の皆さまに対し、22時以降の夜間は酒類の提供を控えていただくようお願いします。

(時間制限の全面解除の時期については、近隣都県の状況等を踏まえ、今後検討します。)

(削除)

(削除)

【施設の使用停止要請の解除について】

- 施設の使用停止要請の解除の基本的な考え方は、以下のとおりとします。

(2) 事業者の皆さまへ

- 食堂、レストラン、喫茶店、居酒屋等を管理する事業者の皆さまに対し、19時以降の夜間は酒類の提供を控えていただくようお願いします。

- 行楽地における遊覧船、ケーブルカー、ロープウェイについて、3つの密を避ける対策の徹底及び人が密集する状況となった場合の適切な入場制限への協力を要請します。

- 小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、幼稚園の施設を管理する事業者の皆様は、感染予防に最大限配慮したうえで、段階的に学校教育活動を再開することを検討してください。

【施設の使用停止要請の解除について】

- 施設の使用停止要請の解除の基本的な考え方は、以下のとおりとします。

② 令和2年5月22日から、以下の表の区分Aの施設の使用停止要請を解除します。

③ 令和2年5月26日から、区分Bの施設の使用停止要請を解除します。

④ 令和2年6月1日から、区分Cの施設の使用停止要請を解除します。

なお、解除時点において、後述する再度の協力要請等の判断基準の「警報」に該当した場合は、解除を延期します。

⑤ 区分Dのうち、スポーツクラブ及びカラオケボックスについては、感染拡大予防ガイドラインの実践による対策の徹底を条件として、区分Cと同時に解除します。② 5月22日から、以下の表の区分Aの施設の使用停止要請を解除します。

⑥ 区分Dのうち、スポーツクラブ及びカラオケボックス以外の施設については、県内の感染状況や近隣都県の実況、国の動向等を踏まえた上で、施設の使用停止要請の解除を

② 5月22日から、以下の表の区分Aの施設の使用停止要請を解除します。なお、ホームページ掲載や掲示などにより、感染拡大防止のため県境をまたいだ移動を誘発しないよう御配慮をお願いします。

③ 区分B、区分Cについては、県内の感染状況や近隣都県の実況、国の動向を踏まえた上で、区分Aの解除からおおむね1週間ごとに検討を行い、施設の使用停止要請の段階的な解除を進めます。

検討します。

(3) 催物(イベント等)の開催について

- 5月25日から概ね3週間程度は、全国的大規模な催物等の開催については、リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期するなど、慎重な対応をお願いします。開催の規模については、屋内100人かつ定員の半分以上、屋外200人以下を目安としてください。
- その後の催物等の開催に対する中止又は延期要請等については、国の方針に沿って、段階的に規模要件(人数上限)の緩和についてお示しします。
- 開催にあたっては、その規模に関わらず、①「3つの密」が発生しない席配置や「人と人との距離の確保」、②「マスクの着用」、③ 参加者名簿を作成して連絡先等を把握しておくことなど催物の開催中や前後における選手・出演者や参加者等に係る行動管理など、基本的な感染防止策を講じてください。

(3) 催物の開催について

「3つの密」を避けられない場合など、感染の拡大につながるおそれのある催物(イベント)の開催自粛の協力を要請します。
特に、全国的大規模な催物等の開催については、リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期するよう、慎重に対応されるよう要請します。